

ID: 1122

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	危険物質等の取扱者の措置命令		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第103条第3項		
法令番号	平成16年法律第112号		
【根拠条文】 (危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止) 第103条 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。 (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日